

「財務省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（案）に対する御意見の概要及び財務省の考え方

No	意見箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	第2 1(2)	「相当するか否かについて、 <u>具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに</u> 」に変更。 【理由】法の趣旨から正当な理由は限定的に運用されるべき。	御意見を踏まえ、次のとおり修正いたします。 「相当するか否かについて、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに」
2	第2 1(2)	「なお、『客観的に判断する』とは、主観的な判断に委ねられるのではなく、その主張が客観的な事実によって裏付けられ、第三者の立場から見ても納得を得られるような『客観性』が必要とされるものです。また、『正当な理由』を根拠に、不当な差別的取扱いを禁止する法の趣旨が 形骸化されるべきではなく、抽象的に事故の危惧がある、危険が想定される といった理由によりサービスを提供しないとすることは適切ではありません」を追加。 【理由】 障害者差別解消法は差別を解消する目的で制定された。よって正当な理由を拡大解釈して法律の趣旨を過小評価するものではない。 厚労省福祉事業者向けガイドライン、経産省の対応指針案に記載されています。これは非常に大事な視点なので、貴省にも書き加えを希望。	御意見を踏まえ、No1 のとおり修正いたします。
3	第2 2(1) ア	「合理的配慮は事業者の事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること」の箇所について本来の業務の範囲を厳格に解釈して、合理的配慮を提供すべき場面を限定すべきではない。	合理的配慮については、基本方針において、基本的な考え方が整理・記述されており、これに基づく指針においても同様の記述としていますので原案のとおりといたしますが、合理的配慮は個別の事案ごとに、具体的な場面や状況に応じて柔軟かつ的確に提供されるよう努めるべきであると考えます。
4	第2 2(1) 第3 別紙2 (2)	「意思の表明に当たっては～」、「相談体制の整備」、「意思疎通の配慮の具体例」それぞれの箇所について、「障害特性に応じた多様なコミュニケーション手段を確保すること。とりわけコミュニケーションを支援する者（手話通訳者・要約筆記者等）を配置すること」を追加。 【理由】 障害者のために様々なコミュニケーション手段を用意するとともに聴覚障害者による合理的配慮の表明・相談及び意思疎通の配慮では手話通訳者、要約筆記者等の配置が必要。	御意見を踏まえ、「第3 事業者における相談体制の整備」を次のとおり修正いたします。 「ホームページ等を活用し、相談窓口等に関する情報を周知することや、相談時には、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファックス、電子メールなど、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応することが望ましい。」 また、別紙2（2）を次のとおり修正いたします。 「筆談、要約筆記、読み上げ、手話、点字、拡大文字など障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段を用い」
5	第2 2(1) ウ	「当該障害者に対して・・・自主的な取組に努めることが望ましい」を「 <u>自主的に取り組むものとする</u> 」に変更。 【理由】	「・・・が望ましい」という表現について、その考え方を明確にするために、第1の4に次のとおり追加いたします。 「第1 4 留意点」

No	意見箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>障害者が社会的障壁の除去を明らかに必要としている場合は、自主的な働きかけが不可欠。同種のサービスに係る合理的配慮が官民で異なることは障害者にとって不利になる。</p>	<p>「対応指針で「望ましい」と記載している内容は、事業者がそれに従わない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り込むことが望まれることを意味する。</p> <p>事業者における障害者差別解消に向けた取組は、対応指針を参考にして、各事業者により自主的に取組が行われることが期待される。しかしながら、事業者による自主的な取組のみによっては、その適切な履行が確保されず、例えば、事業者が法に反した取扱いを繰り返し、自主的な改善を期待することが困難である場合など、特に必要があると認められるときは、法第12条の規定により、事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる」とされている。」</p>
6	第2 2(1) ウ	<p>「障害者差別の解消のための取組は、環境の整備を行うための施策と連携しながら進められることが重要であり、建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等、環境の整備の施策を着実に進めることが必要である」を追加。</p> <p>【理由】</p> <p>本案では、法および基本方針にも掲げられている「環境の整備」の記述が不十分と考える。基本方針の「第5 その他重要事項」に記述されている文言を追記することを求める。</p> <p>1. 東京オリンピック・パラリンピックに向けた建築物のバリアフリー化、モバイル端末の普及により一層重要となる情報アクセシビリティ対応等は、不特定多数を対象にしたものであり、個々の障害者からの合理的配慮の意思表示を待つまでもなく、事前の環境整備として進められるべき重要施策である。</p> <p>2. P3のイに「後述する環境の整備」という記述があるが、これに対応した「環境の整備」を説明する記述がない。P4のエに「環境の整備」という文言は出てくるが、こちらは合理的配慮に関する記述である。基本方針にも対象箇所と同一の記述があるが、この「後述」は上記にも示した「第5 その他重要事項」を指している。</p>	<p>御意見を踏まえ、第1の2(3)に次のとおり加筆いたします。</p> <p>「(3) 法は、不特定多数の障害者を主な対象として行われる事前的改善措置（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。いわゆるバリアフリー法）に基づく公共施設や交通機関におけるバリアフリー化、意思表示やコミュニケーションを支援するためのサービス、支援者・介助者等の人的支援、障害者による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上等）については、個別の場面において、個々の障害者に対して行われる合理的配慮を的確に行うための環境の整備として実施に努めることとしている。新しい技術開発が環境の整備に係る投資負担の軽減をもたらすこともあることから、技術進歩の動向を踏まえた取組が期待される。また、環境の整備には、ハード面のみならず、職員に対する研修等のソフト面の対応も含まれることが重要である。</p> <p>障害者差別の解消のための取組は、このような環境の整備を行うための施策と連携しながら進められることが重要である。」</p>
7	第2 2(1) オ	<p>「<u>違いも考慮した上で、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障害者が不利益を受け、法の趣旨を損なうことのないよう対応するものとする</u>」に変更。</p> <p>【理由】</p> <p>障害者が社会的障壁の除去を明らかに必要としている場合は、自主的な働きかけが不可欠。同種のサービスに係る合理的配慮が官民で異なることは障害者にとって不利になる。</p>	<p>「・・・が望ましい」という表現について、その考え方を明確にするために、No5のとおり追加いたします。</p>

No	意見箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
8	第2 2(2)	<p>『過重な負担』とは、主観的な判断に委ねられるのではなく、その主張が客観的な事実によって裏付けられ、第三者の立場から見ても納得を得られるような『客観性』が必要とされるものです。また、『過重な負担』を根拠に、合理的配慮の提供をもとめる法の趣旨が 形骸化されるべきではありません』を追加。</p> <p>【理由】</p> <p>障害に理解のある職員とそうでない職員によっては、対応に差異が生じる。過重な負担の範囲が極めてあいまいである。障害者権利条約全文に記載された基本的人権基本的自由の完全かつ平等な享有を確保するために過重な負担及び正当な理由については、障害当事者が権利利益を侵害されることのないように、慎重に判断すべきである。</p>	<p>御意見を踏まえ、次のとおり修正いたします。</p> <p>「事業者において、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに」</p>
9	第3	<p>「実際の相談事例については順次蓄積し、以後の合理的配慮の提供等に活用することが望ましい」を「活用するものとする」に変更。</p> <p>【理由】</p> <p>相談の実効性を確保するには多様な手段の用意並びに相談事例の蓄積及び活用は不可欠。</p>	<p>「・・・が望ましい」という表現について、その考え方を明確にするために、No5のとおり追加いたします。</p>
10	第3	<p>「相談窓口には障害当事者を含む外部有識者を入れ、更に障害者からの理解が得られない案件に関し、障害当事者団体に意見を求め相談する等、建設的な解決に努める」を追加。</p> <p>【理由】</p> <p>障害者と担当者間で解決が難しい案件は、相談窓口を中心に解決に当たれるよう明文化が必要。</p>	<p>相談窓口は障害者等からの相談に的確に対応できることが必要ですが、調整・問題解決機能を含め、相談窓口にどのような機能を担わせるかは各事業者において検討すべき事項であると考えます。</p>
11	第3	<p>「なお、障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、障害当事者団体等からの委員で構成する第三者委員会の設置及び障害の特性に関する専門知識を有する担当者の配置や職員研修等により、窓口担当者の専門性と客観性を確保することが重要である」を追加。</p> <p>【理由】</p> <p>相談への対応にあたり、「既存の相談窓口等の活用や・・・」とある。これでは、本当に障害者及びその家族等の相談に的確に対応できるのでしょうか。障害の特性についての理解及び客観性の確保がなければ、的確な対応ができないのではないかと、大変、危惧と不安感を感じる。</p>	<p>個々の事業者における相談体制の具体的な在り方に係る事項と考えられるため、指針には盛り込むことはいたしません。今後の参考とさせていただきます。</p>
12	第3	<p>「相談者の性別に配慮した相談体制とするよう、相談体制のなかに女性を必ず配置する」を追加。</p> <p>【理由】</p> <p>相談者の性別に配慮した相談のために不可欠なこと。</p> <p>男性のみの相談窓口の場合、女性は相談することさえ困難な場合が多い。</p> <p>また、相談体制にあたる人をはじめとした研修啓発も重要。もしも相談窓口が障害のある女性の複合的な困難について正しく理解していなければ、窓口において更にハラスメントや、対応回避、放置を重ねることもありえる。</p>	<p>御意見を踏まえ、次のとおり修正いたします。</p> <p>「相談時には、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファックス、電子メールなど、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応することが望ましい。さらに、実際の相談事例については、相談者のプライバシーに配慮しつつ順次蓄積し」</p> <p>また、女性職員を担当者に指名するなど相談者の性別に配慮した相談体制となるよう、努めてまいります。</p>
13	第3	<p>「・・・実際の相談事例については個人情報の保護に留意しつつ、順次蓄積し・・・」に変更。</p> <p>【理由】</p>	<p>御意見を踏まえ、No12のとおり修正いたします。</p>

No	意見箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
		「・・・実際の相談事例については順次蓄積し・・・」の表現について、相談者の個人情報やプライバシーはどうかと、相談に二の足を踏みかねない。	
14	第4	事業者における研修・啓発について「障害のある女性などの複合的な困難に関して、研修・啓発のプログラムに入れる」ことを追加。 【理由】 障害のある女性の複合的な困難などの問題を正しく理解し、十分な配慮をもって対応できるようにするため。また、障害者関係団体と連携して実施することも効果的。	個々の事業者における研修・啓発の具体的な在り方に係る事項と考えられるため、対応指針に盛り込むことはいたしません。今後の参考とさせていただきます。
15	第4	「職員に対し、必要な研修・啓発を行うことについて障害当事者と当事者家族、介助者、支援者、障害者団体、障害に理解のある社会福祉や弁護士などとの連携協力を十分に図るべきである」を追加。 【理由】 職員の研修・啓発に取り入れ、障害を知らないこと（障害があることにより、意思の表明等が健常者と全く異なる障害者もいる）による重大な差別的取扱い、重大な人権侵害を絶対に起こさないようにすべきである。また、障害者権利条約第4条第3項に「法令及び政策の作成及び実施において・・・障害者を代表とする団体を通じ、障害者と緊密に協議し、および障害者を積極的に関与させる。」と記載されていることから。	個々の事業者における研修・啓発の具体的な在り方に係る事項と考えられるため、対応指針に盛り込むことはいたしません。今後の参考とさせていただきます。
16	第5	「事業者においても、財務省の相談窓口について障害者及び関係者にわかりやすい形で周知すること」を追加。 【理由】 相談窓口はあらゆるルートで分かりやすく周知する必要がある。	財務省の相談窓口については、HP等を活用し周知してまいります。
17	第5	「相談窓口においては、来省による面談、メール、ファクシミリ、電話など障害者にとり相談しやすい方法で行い、差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対応する」を追加。 【理由】 「障害者のあらゆる人権及び基本的人権を完全に確保し、及び促進することを約束すること。」と記載された障害者権利条約第4条第一項に照らし、明記すべきである。障害者差別をなくすための相談窓口の行政機関は民間の手本となるように積極的に充実を図ることが必要である。	御意見を踏まえ、No12のとおり修正いたします。
18	別紙1	「障害そのものだけでなく、障害があることによってやむなく起きる事象について上記の対応をする」を追加。 【理由】 吃音（Stuttering）の場合、随伴症状と呼ばれる意図しない頭・手・足の動きや顔の表情の変化が伴うことがあります。健常者には不自然に感じるなど、不安な感情を呼び起こすかもしれません。	御意見を踏まえ、別紙1を次のとおり修正いたします。 「障害を理由として、以下の取扱いを行うこと。」
19	別紙2	合理的配慮の具体例については、障害当事者とその家族・介助者・支援者・障害者団体・障害者に理解のある社会福祉士や弁護士等と協力連携し、蓄積し追加挿入し随時更新していくべきである。 【理由】	具体例や事例は常に変化するため追加・更新しやすくするため別紙としております。 事例の即時掲載や障害当事者等から例示を収集する仕組みの導入に

No	意見箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
		合理的配慮の具体例が少ない。また、具体例は固定化すべきではない。	つきましては、貴重な御意見として承り、今後の参考とさせていただきます。
20	別紙2 (1)	物理的環境への配慮の具体例 「館内放送や天災や事故などの緊急情報を聞くことが難しい障害者に対し、電光ボードや電光掲示板などを活用し、館内の目につきやすい場所に分かりやすい表現で掲示する」を追加。 【理由】 聴覚障害者への具体例が見られない。	災害や事故が発生した際の具体例として、次のとおり加筆いたします。 「災害や事故が発生した際に、障害者本人に対し直接、知らせたり誘導をしたりすること。」
21	別紙2 (1)	物理的環境への配慮の具体例 「電光表示板、磁気誘導ループなどの補聴装置の設置、音声ガイドの設置」を追加。 【理由】 聴覚障害者への具体例が見られない。	別紙記載の具体例はあくまでも例示であり、記載されている具体例に限られるものではありません。いただきました事例は今後の参考とさせていただきます。
22	別紙2 (2)	意思疎通の配慮の具体例 「会議の進行にあたり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚障害者、聴覚障害者等、障害者に対し、その特性に応じ、ゆっくり、丁寧な進行を心がけるなど配慮を行う」を追加。 【理由】 聴覚障害者への具体例が見られない。	
23	別紙2 (2)	意思疎通の配慮の具体例 「吃音や失語症など意思疎通が不得意な者に対し、時間制限を設けない」を追加。 【理由】 吃音のある人は、時間制限などを設定されるとそれを意識しさらに悪化することがある。	
24	別紙2 (3)	ルール・慣行の柔軟な変更の具体例 「会議の進行の際には、委員の障害の特性に合った介助員を付ける等配慮すること」を明記。 【理由】 改正障害者基本法33条2項にあるように「会議における合理的配慮事例」の記述が必要。 例えば、聴覚障害者は音声情報が入らないため、資料と手話若しくは文字通訳を同時に見ることができず、そのため介助員が必要。	具体例に「障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段を用い分かりやすい表現を使って説明すること」と記載があるため原案のとおりといたします。いただきました事例は今後の参考とさせていただきます。
25	別紙2 (3)	ルール・慣行の柔軟な変更の具体例 「スクリーンや板書、手話通訳者等がよく見えるように、スクリーンや手話通訳者等に近い席を確保する」に変更。 【理由】 聴覚障害者への具体例が見られません。	御意見を踏まえ、次のように修正いたします。 「スクリーン、手話通訳者、板書等・・・」
26	別紙2 (3)	ルール・慣行の柔軟な変更の具体例 「コミュニケーションに障害がある人が、窓口で込み入った話をする必要がある時、大勢の人の	御意見を踏まえ、次のように修正いたします。 「多人数の中にいることによる緊張等により、発作等がある場合、

No	意見箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
		視線に触れないよう、別室で対応する」を追加。 【理由】 吃音のある人にとって大勢の人の中で話すことに大きなストレスを受け、言葉がさらに出にくくなることがある。	緊張を緩和するため、当該障害者に説明の上、障害の特性や施設の状況に応じて別室を準備する。」
27	その他	表記上「…が望ましい」のような曖昧な表現ではなく、事業者には努力義務があることの意識を強くするために「が必要」という表現にすべきである。	「・・・が望ましい」という表現について、その考え方を明確にするために、No5のとおり追加いたします。
28	その他	WEBサイトによる情報提供はウェブアクセシビリティに関する日本工業規格「JIS X 8341-3:2010」に準拠することを要望する。	貴重な御意見として、今後の参考とさせていただきます。
29	その他	各省庁において実施された今回の障害当事者団体からのヒアリングは回数・時間・内容のいずれにおいて極めて不十分で当事者の声を確認出来たとはいえ到底考えられず当初の目的を達していない。施行に向けた各省庁の取組においては障害者団体の声を十分に反映できる体制・方法に改善されることを強く要望する。	
30	その他	対応要領・対応指針等はじめとして今後提供されるすべての情報について視覚障害者のための情報補償に配慮し点字（墨字ページ参照付）、音声、拡大文字、電子データ（テキスト、WEB）を必ず提供すべきである。	
31	その他	障害者の特性理解を強化促進するため具体例や事例集はより一層内容を充実する必要がある。具体例や事例は常に変化するため追加・更新しやすくするため「別紙」とすべきである。その他、障害当事者間の情報共有のためWEBサイトの有効活用を促進し事例の即時掲載や障害当事者等から例示を収集する仕組みを設けることなどを要望する。	本対応指針において、障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例については別紙としております。 事例の即時掲載や障害当事者等から例示を収集する仕組みの導入につきましては、貴重な御意見として承り、今後の参考とさせていただきます。
32	その他	施行後も継続的に様々な事例を蓄積し施行3年後には必ず障害当事者を交えた議論を行い問題点の改善をすべきである。	差別解消法附則第7条、基本方針第5の5に見直しの規定がございますが、いただきました御意見は今後の参考にさせていただきます。
33	その他	職員等関係者に対する障害特性理解のための障害別の研修会等を必ず実施することを要望する。研修会開催計画については内容や回数を明文化することに加えて実施の際は障害当事者を交えた研修会として開催する必要がある。また使用するマニュアルは障害者団体や当事者の監修のもと当事者が納得できるものになることを望む。例えば、視覚障害者については移動支援を必ず盛り込むなど当事者の必然性が反映されたものであることが必須である。	障害者に対して適切に対応するためには事業者における研修や啓発が重要と考えておりますが、具体的にどのような頻度・内容で研修を実施するかについては、いただきました御意見も参考に、各事業者において、最も適切な方法により行われるべきと考えます。なお、本対応指針第4において、従業員に対する継続的な研修の実施が重要であることを明記しています。
34	その他	対応指針の内容が全体的に不足しているように感じる。他の対応指針を参考にしてほしい。 財務省所管事業を利用する人々の中には社会的障壁を持った人がいます。もう少し詳しくわかりやすい対応指針案にしてほしい。	貴重な御意見有り難うございます。 本対応指針は、パブリックコメント及び他府省庁の対応指針を参考に策定させていただきました。